

# 小松加賀環境衛生事務組合公平委員会議事規則

昭和61年12月12日  
公平委規則第1号

改正 平成17年7月1日公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく議事については、小松市公平委員会議事規則（昭和34年小松市公平委規則第1号）を準用する。ただし、第4条中「市の職員」とあるのは「事務局の職員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。